

立命館大学北海道校友会協賛金等取扱規程

2025 年 4 月 10 日 北海道校友会役員会制定

（目的）

第1条 この規程は、立命館大学北海道校友会（以下「本会」という。）が受領する協賛金（寄附金を含む）（以下「協賛金等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協賛金等の種類）

第2条 本会が受領する協賛金等の種類は、次のとおりとする。

- （1）一般協賛金 企業・団体等及び個人から使途を特定されないで受領する協賛金等をいう。
- （2）広告協賛金 企業・団体等及び個人から広告掲載に対して受領する協賛金等をいう。
- （3）事業協賛金 企業・団体等及び個人から本会が実施する特定の事業に対して受領する協賛金等をいう。

2 この規程における協賛金等には、金銭以外の財産権は含まない。

（協賛金等の募集及び受入）

第3条 協賛金等の募集及び受入方法等については、別途定める。

（委任）

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（規程の変更）

第5条 この規程の変更は、役員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2025 年 5 月 24 日から施行する。